

○那珂市住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述に関する要綱

平成20年8月27日

監委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定による住民監査請求に関する証拠の提出、陳述、陳述の傍聴等について、必要な事項を定めるものとする。

(証拠の提出)

第2条 法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出の期限は、同条第1項の規定による請求人（以下「請求人」という。）の陳述の日までとする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の証拠の提出は、郵便又は信書便による送付により行うことができる。

(陳述)

第3条 陳述の日時及び会場は、監査を行うことが決定した後、監査委員が指定するものとする。

2 監査委員は、陳述人が本人に代わって代理人に陳述させようとするときは、その陳述を行う日までに請求人にその委任状を提出させなければならない。

3 監査委員は、請求人が複数の場合においては、陳述する者の人数を制限することができるものとする。この場合において、請求人は陳述人を選定し、監査委員の定める期日までに通知しなければならない。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、陳述をする者の人数にかかわらず、おおむね30分以内とする。

(陳述の公開)

第4条 陳述は、公開とする。ただし、監査委員の決定により非公開とすることができる。

2 陳述中の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、原則禁止とする。ただし、陳述の記録の正確性を期するために監査委員が行う録音は、この限りでない。

(陳述の傍聴)

第5条 監査委員は、陳述の傍聴を許可することができる。

2 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10人とする。

(傍聴の禁止)

第6条 監査委員は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴を認めない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器の類その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者

(3) プラカード、のぼりその他陳述会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者

(4) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

- (5) 異様な服装をしている者
 - (6) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者
- (傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 監査委員の指示に従うこと。
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の聴取の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 監査委員は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当するときは、退場を命ずることができる。

- (1) 監査委員が、第4条第1項ただし書きの規定により陳述を非公開としたとき。
- (2) 傍聴人が、前条の規定に違反したとき。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年監委告示第3号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。